

第110号議案 品川区公園条例の一部を改正する条例

1. 経緯

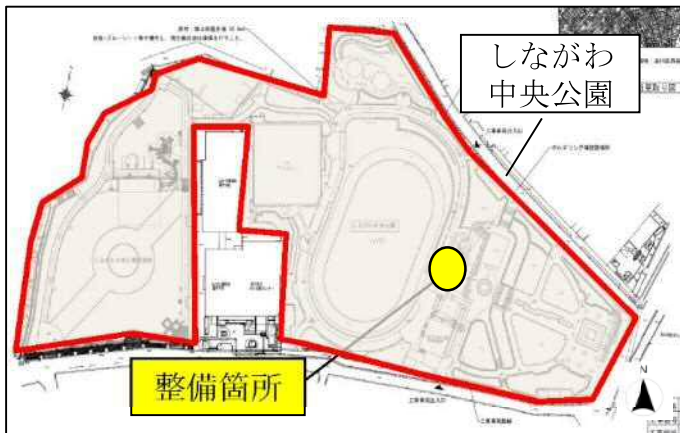
しながわ中央公園において、ボルタリング場を新たに整備し、有料施設とすることから、公園条例の一部を改正し使用料を定める。

2. 使用料金

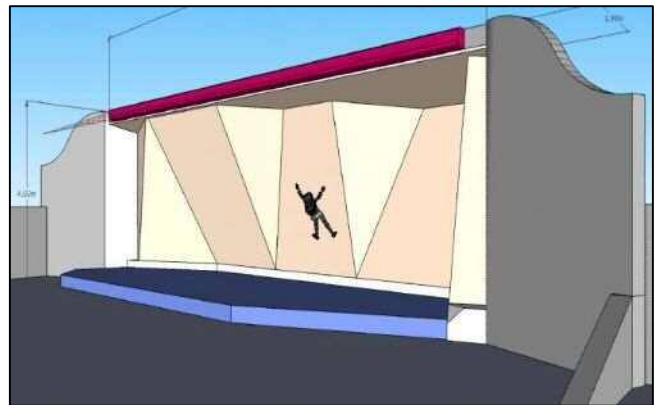
区分		料金/枠
個人利用	小学生以下	100円
	中学生以上	200円
団体利用	区内団体	2,000円
	区外団体・学校	4,000円

3. 改修計画図

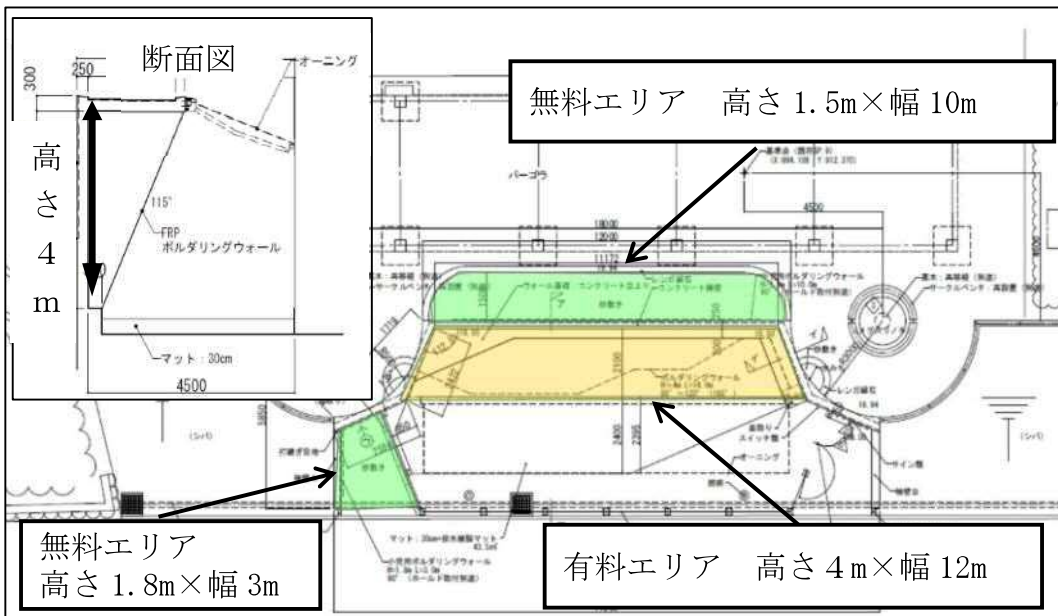
位置図



イメージ図



標準平面図



4. スケジュール

(予定)

令和5年3月

竣工

令和5年4月

オープン

品川区立公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後					改正前										
(使用料) 第16条 有料施設および付帯設備を使用しようとする者からは、別表第3の の使用料を徴収する。 2 前項の使用料の徴収方法は、規則の定めるところによる。 別表第3 (第16条関係) (1) 有料施設 ア 軟式野球場、庭球場等					(使用料) 第16条 有料施設および付帯設備を使用しようとする者からは、別表第3 の使用料を徴収する。 2 前項の使用料の徴収方法は、規則の定めるところによる。 別表第3 (第16条関係) (1) 有料施設 ア 軟式野球場、庭球場等										
施設		区分		時間	料金	概要		施設		区分		時間	料金	概要	
軟式野 球場	野球場と して使用 する場合	区内チーム		2時間	1,500 円	1面につき		軟式野 球場	野球場と して使用 する場合	区内チーム		2時間	1,500 円	1面につき	
		区外チーム		2時間	3,000 円					区外チーム		2時間	3,000 円		
サッカー 場等とし て使用す る場合(1)		区内チ ーム	小学生 以下	2時間	1,500 円	1面につき		サッカー 場等とし て使用す る場合(1)	区内チ ーム	小学生 以下	2時間	1,500 円	1面につき		
			中学生 以上	2時間	3,000 円					中学生 以上		2時間			3,000 円
		区外チ ーム	小学生 以下	2時間	3,000 円				区外チ ーム		小学生 以下	2時間			3,000 円
			中学生 以上	2時間	6,000 円						中学生 以上				2時間
サッカー 場等とし て使用す る場合(2)		区内チ ーム	小学生 以下	2時間	750 円	1面につき		サッカー 場等とし て使用す る場合(2)	区内チ ーム	小学生 以下	2時間	750 円	1面につき		
			中学生 以上	2時間	1,500 円					中学生 以上		2時間			1,500 円
		区外チ ーム	小学生 以下	2時間	1,500 円				区外チ ーム		小学生 以下	2時間			1,500 円

改正後						改正前													
			中学生以上	2時間	3,000円				中学生以上	2時間	3,000円								
軟式こども野球場	野球場として使用する場合(1)	区内チーム	小学生以下	2時間	500円	1面につき	野球場として使用する場合(1)	区内チーム	小学生以下	2時間	500円	1面につき	野球場として使用する場合(2)	区内チーム	小学生以下	2時間	500円		
			中学生以上	2時間	1,500円				中学生以上	2時間	1,500円								
		区外チーム	小学生以下	2時間	1,000円			区外チーム	小学生以下	2時間	1,000円			区外チーム	小学生以下	2時間	1,000円		
			中学生以上	2時間	3,000円				中学生以上	2時間	3,000円								
	野球場として使用する場合(2)	区内チーム	小学生以下	2時間	500円		1面につき	野球場として使用する場合(2)	区内チーム	小学生以下	2時間		500円	1面につき	野球場として使用する場合(2)	区内チーム	小学生以下	2時間	1,000円
		区外チーム	小学生以下	2時間	1,000円		区外チーム		小学生以下	2時間	1,000円								
サッカー場等として使用する場合	区内チーム	小学生以下	2時間	500円	1面につき	サッカー場等として使用する場合	区内チーム	小学生以下	2時間	500円	1面につき	区内チーム	小学生以下	2時間	500円				
		中学生以上	2時間	1,500円				中学生以上	2時間	1,500円									
	区外チーム	小学生以下	2時間	1,000円			区外チーム	小学生以下	2時間	1,000円		区外チーム	小学生以下	2時間	1,000円				
		中学生以上	2時間	3,000円				中学生以上	2時間	3,000円									
グラウンドゴルフ場として使用する場合	区内チーム		2時間	1,500円	1面につき	グラウンドゴルフ場として使用する場合	区内チーム		2時間	1,500円	1面につき	グラウンドゴルフ場として使用する場合	区内チーム		2時間	1,500円			
	区外チーム		2時間	3,000円			区外チーム		2時間	3,000円									
庭球場(1)		区内チーム		2時間	1,400円	1面につき	庭球場(1)		区内チーム		2時間	1,400円	1面につき						

改正後					改正前				
				円					円
		区外チーム		2時間 2,800円				2時間 2,800円	
庭球場(2)		区内チーム		2時間 1,400円	1面につき			2時間 1,400円	1面につき
		区外チームおよび学校		2時間 2,800円				2時間 2,800円	
フットサル場	フットサル場等として使用する場合	区内チーム	小学生以下	2時間 700円	1面につき	区内チーム	小学生以下	2時間 700円	1面につき
			中学生以上	2時間 1,400円			中学生以上	2時間 1,400円	
		区外チーム	小学生以下	2時間 1,400円		区外チーム	小学生以下	2時間 1,400円	
			中学生以上	2時間 2,800円		区外チーム	中学生以上	2時間 2,800円	
庭球場として使用する場合	区内チーム		2時間 1,400円	1面につき	区内チーム		2時間 1,400円	1面につき	
	区外チーム		2時間 2,800円		区外チーム		2時間 2,800円		

備考

- 「区内チーム」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有するチームもしくは区内に住所を有する者を主たる構成員とするチームをいう。
- 「区外チーム」とは、区内チーム以外のチームをいう。
- 「サッカー場等として使用する場合(1)」および「サッカー場等として使用する場合(2)」の別は、規則で定める。
- 「野球場として使用する場合(1)」および「野球場として使用する場合(2)」の別は、規則で定める。

備考

- 「区内チーム」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有するチームもしくは区内に住所を有する者を主たる構成員とするチームをいう。
- 「区外チーム」とは、区内チーム以外のチームをいう。
- 「サッカー場等として使用する場合(1)」および「サッカー場等として使用する場合(2)」の別は、規則で定める。
- 「野球場として使用する場合(1)」および「野球場として使用する場合(2)」の別は、規則で定める。

改正後

- 5 「庭球場(1)」および「庭球場(2)」の別は、規則で定める。
 6 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、区内に所在地を有するものをいう。

イ 弓道場

区分	午前（9時～12時）	午後（1時～5時）	夜間（5時30分～9時）	午前・午後（9時～5時）
貸切り	1,500円	2,000円	2,500円	4,000円

個人で使用する場合は、1人につき1時間100円とする。

ウ 水泳場

区分	午前（9時30分～12時30分）	午後（1時15分～4時15分）	夜間（5時～8時）	午前・午後（9時30分～4時15分）	摘要
大人（高校生以上）	400円	400円	400円		1人につき
中学生	200円	200円	200円		1人につき
小学生	100円	100円	100円		1人につき
団体	24,000円	24,000円		48,000円	貸切り

備考 学齢に達しない者については、無料とする。

エ スケートボード場

区分	全日（午前9時～午後9時）	摘要
区民等	小学生以下 100円	1人につき

改正前

- 5 「庭球場(1)」および「庭球場(2)」の別は、規則で定める。
 6 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、区内に所在地を有するものをいう。

イ 弓道場

区分	午前（9時～12時）	午後（1時～5時）	夜間（5時30分～9時）	午前・午後（9時～5時）
貸切り	1,500円	2,000円	2,500円	4,000円

個人で使用する場合は、1人につき1時間100円とする。

ウ 水泳場

区分	午前（9時30分～12時30分）	午後（1時15分～4時15分）	夜間（5時～8時）	午前・午後（9時30分～4時15分）	摘要
大人（高校生以上）	400円	400円	400円		1人につき
中学生	200円	200円	200円		1人につき
小学生	100円	100円	100円		1人につき
団体	24,000円	24,000円		48,000円	貸切り

備考 学齢に達しない者については、無料とする。

エ スケートボード場

区分	全日（午前9時～午後9時）	摘要
区民等	小学生以下 100円	1人につき

改正後

	中学生以上	200円	1人につき
区民等以外	小学生以下	200円	1人につき
	中学生以上	400円	1人につき

備考 「区民等」とは、区内に住所を有し、勤務し、または在学する者をいう。

オ ボルダリング場

区分	午前9時～午前11時	午前1時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時	摘要
	区内チーム	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	
区外チームおよび学校	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	貸切り
小学生以下	100円	100円	100円	100円	100円	100円	1人につき
中学生以上	200円	200円	200円	200円	200円	200円	1人につき

備考

- 1 「区内チーム」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有するチームもしくは区内に住所を有する者を主たる構成員とするチームをいう。
- 2 「区外チーム」とは、区内チーム以外のチームをいう。
- 3 「学校」とは、学校教育法第1条に規定する学校で、区内に所在地を有するものをいう。

カ 多目的広場

区分	午前8時30	午後0時30	午後4時～午	午後7時～午
----	--------	--------	--------	--------

改正前

	中学生以上	200円	1人につき
区民等以外	小学生以下	200円	1人につき
	中学生以上	400円	1人につき

備考 「区民等」とは、区内に住所を有し、勤務し、または在学する者をいう。

オ 多目的広場

区分	午前8時30	午後0時30	午後4時～午	午後7時～午
----	--------	--------	--------	--------

改正後					改正前				
	分～午後0時 30分	分～午後4時	後7時	後9時		分～午後0時 30分	分～午後4時	後7時	後9時
区内チーム	10,400円	9,100円	7,800円	5,200円	区内チーム	10,400円	9,100円	7,800円	5,200円
区外チームおよび学校	20,800円	18,200円	15,600円	10,400円	区外チームおよび学校	20,800円	18,200円	15,600円	10,400円

備考

- 「区内チーム」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有するチームもしくは区内に住所を有する者を主たる構成員とするチームをいう。
- 「区外チーム」とは、区内チーム以外のチームをいう。
- 「学校」とは、学校教育法第1条に規定する学校で、区内に所在地を有するものをいう。

キ ミーティングルーム

施設	午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時
ミーティングルーム(1)	500円	600円	600円	600円	700円	700円
ミーティングルーム(2)	300円	400円	400円	400円	450円	450円

備考 「ミーティングルーム(1)」および「ミーティングルーム(2)」の別は、規則で定める。

(2) 付帯設備

軟式野球場および多目的	1面・1時間につき	3,500円
-------------	-----------	--------

備考

- 「区内チーム」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有するチームもしくは区内に住所を有する者を主たる構成員とするチームをいう。
- 「区外チーム」とは、区内チーム以外のチームをいう。
- 「学校」とは、学校教育法第1条に規定する学校で、区内に所在地を有するものをいう。

カ ミーティングルーム

施設	午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時
ミーティングルーム(1)	500円	600円	600円	600円	700円	700円
ミーティングルーム(2)	300円	400円	400円	400円	450円	450円

備考 「ミーティングルーム(1)」および「ミーティングルーム(2)」の別は、規則で定める。

(2) 付帯設備

軟式野球場および多目的	1面・1時間につき	3,500円
-------------	-----------	--------

改正後			改正前		
広場の夜間照明設備			広場の夜間照明設備		
庭球場(1)、庭球場(2)およびフットサル場の夜間照明設備	1面・1時間につき	600円	庭球場(1)、庭球場(2)およびフットサル場の夜間照明設備	1面・1時間につき	600円
コインシャワー	1回につき	100円	コインシャワー	1回につき	100円
コインロッカー	1回につき	10円	コインロッカー	1回につき	10円
<p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年2月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 ボルダリング場の使用について必要な手続は、この条例の施行の前においても行うことができる。</u></p>					